別紙

利　用　料　金　表（2026年6月1日現在）

基本利用料	１割負担	月の初日	1,464円	◎訪問看護に関る費用の額 訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、 訪問看護情報提供療養費 訪問看護ターミナル療養費 ※１９）物価対応料１ 月の初日　60円/月 ２日以降　20円/月
		２日目以降	858円	
	２割負担	月の初日	2,928円	
		２日目以降	1,716円	
	３割負担	月の初日	4,392円	
		２日目以降	2,574円	
	◎　週の４回目以降の場合、基本利用料の増額があります ◎　緩和ケア・褥瘡ケアの専門看護師と同行した場合 12,850円（月１回限度） ◎　訪問看護基本療養費Ⅲ：一時外泊中の訪問看護 8,500円（1回、ただし厚生労働大臣が定める疾患等は２回） ◎　その他、利用者の状態や指導実施時に下記の加算が生じます			
その他の利用料	①　交通費　訪問毎 ②　時間延長　営業時間内　1,010円/30分 営業時間外　2,020円/30分 ③　休日　3,050円/回 ④　エンゼルケア　20,250円 ⑤　保険対象外　10割相当額 ⑥　書類　右記金額			2～5ｋｍ：250円　5～10ｋｍ：510円 10ｋｍ以上:1,010円 訪問時間が90分を超えた場合 長時間加算算定の場合は120分を超えた場合 ※日・年末年始（臨時訪問の場合のみ） ※ご自宅で亡くなった時のお清めのケア ※週３日以上の訪問看護等が生じた場合 金額証明 2,500円　療養見舞金 2,500円 指定難病療養証明書　3,000円

【訪問看護療養費の内訳】（単位:円）

	月の初日	２日目以降	週４回目以降
1）訪問看護基本療養費１	5,550円	5,550円	6,550円
2）訪問看護管理療養費（機能強化型３）	9,030円	3,010円	3,010円
合計	**14,580円**	**8,560円**	**9,560円**

※『訪問看護基本療養費』は訪問看護指示書の交付日から指示書に記載された有効期間内に指示書と訪問看護計画書に基づいて、訪問看護ステーションの看護師が訪問看護をおこなった場合に支給されるものです。

※『訪問看護管理療養費』は安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションが、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出するとともに、主治医との連携や計画書の見直し等を含め指定訪問看護の休日・祝日等も含めた計画的な管理を継続して行った場合に支給されるものです。

※『情報提供療養費：1,500円』は市区町村、保健所からの要請に応じて報告するものです。報告書を作成した際は上記の金額を頂きます。

＜利用者の状態や指導・援助等により加算されるもの＞

3）２４時間対応体制加算	イ)看護業務の負担軽減の取り組みを行っている	（月１回）	6,800円
	ロ)イ以外の場合	（月１回）	6,520円
4）夜間・早朝、深夜加算	夜間（午後６時～午後10時）		2,100円
	早朝（午前６時～８時）		2,100円
	深夜（午後10時～翌朝６時）		4,200円
5）難病等複数回訪問加算	１日２回		4,500円
	１日３回以上		8,000円

6）特別管理加算　　1）重症度の高いもの　（月１回）　5,000 円
　　2）それ以外のもの　（月１回）　2,500 円
7）緊急時訪問看護加算　在療診医師の指示による臨時訪問　2,650 円
8）退院時共同指導加算　入院（所）中に訪問し退院調整を実施　8,000 円
9）退院支援指導加算　特別管理加算対象者で退院日に初回訪問看護を実施　6,000 円
　　退院日に初回訪問看護を実施 90 分を超えた場合　8,400 円
10）在宅患者連携指導加算　医療機関関係者の情報交換と指導　3,000 円
11）在宅患者緊急時等カンファレンス加算　2 ,000 円
12）訪問看護ターミナルケア療養費 1　25,000 円
　関係者と連携の上対応させていただきます
13）複数名訪問看護加算　２人訪問の必要がある場合　週に１回目 4,500 円
　週２回目以降　１日/１回3,000円　１日/２回6,000円　１日/３回以上　10,000円
14）長時間訪問看護加算　90 分を超えた場合　（週１回まで）　4,500 円
16）専門管理加算
　訪問看護ステーションに配置されている専門の研修を受けた「専門性の高い看護師」が訪問看護を行い、利用者の病態に応じた高度なケアおよび計画的な管理を実施した場合　2,500 円
17）ベースアップ評価料　1,830 円
18）DX 情報活用加算　50 円
19）物価対応料 1
　令和８年度及び令和９年度の物価上昇に段階的に対応
　　イ：月の初日　60 円（令和９年～ 120 円）
　　ロ：２日以降　20 円（令和９年～　40 円）
20）訪問看護計画書に基づき定期的に行う訪問看護以外であって、緊急に診療を要すると判断した主治医の指示を受けて居宅を訪問し、情報通信機器を用いた診療の補助を行った場合
　　訪問看護遠隔診療補助料　2,650 円（1 日につき）
21）訪問看護医療情報連携加算　1,000 円
　利用者様の診療情報について、医療機関と ICT を用いた情報共有・連携を行い、適切な訪問看護を実施した場合

※身障手帳をお持ちの方、特定疾病の認定の方、負担金や負担金の上限額に違いがありますのでご確認ください。
※訪問看護指示書料について訪問看護を実施する場合は、主治医が発行する『訪問看護指示書』『特別訪問看護指示書』が必要です。指示書発行があった場合は主治医の医療機関よりその自己負担分が請求されることをご了承ください。
※確定申告時、医療費控除の対象になりますので、領収書は大切に保管してください。
（請求書・領収書の再発行はしておりません）